# 【閲覧用】

令和5年11月24日提出

# 令和5年12月那須塩原市議会 定例会議議案

那須塩原市

#### 令和5年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

	令和5年12月那須塩原市議会定例会議付議事件	
議案番号	件名	主 管
議案第92号	令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)	総務部
議案第93号	令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	保健福祉部
議案第94号	令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	保健福祉部
議案第95号	令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)	保健福祉部
議案第96号	令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)	塩原支所
議案第97号	令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)	上下水道部
議案第98号	令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第2号)	上下水道部
議案第99号	那須塩原市部局設置条例の一部改正について	総務部
議案第100号	那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	保健福祉部
	に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する	
	条例の一部改正について	
議案第101号	那須塩原市印鑑条例の一部改正について	市民生活部
議案第102号	那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
議案第103号	那須塩原市税条例の一部改正について	総務部
議案第104号	那須塩原市都市計画税条例の一部改正について	総務部
議案第105号	那須塩原市保育園条例の一部改正について	子ども未来部
議案第106号	那須塩原市子育て相談センター条例の一部改正について	子ども未来部
議案第107号	那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部改正について	産業観光部
議案第108号	那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設部
議案第109号	那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について	建設部
議案第110号	那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について	建設部
議案第111号	那須塩原市空き家対策審議会条例の一部改正について	建設部
議案第112号	財産の取得について	総務部
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について	市民生活部
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について	市民生活部
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について	保健福祉部
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について	産業観光部
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について	産業観光部
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について	産業観光部
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	教育部
議案第120号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	総務部
議案第121号	市道路線の認定について	建設部
報告第29号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第30号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	教育部

# 議案 第92号

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

令和5年11月24日提出

議案 第93号

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり 提出する。

令和5年11月24日提出

議案 第94号

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和5年11月24日提出

議案 第95号

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出 する。

令和5年11月24日提出

議案 第96号

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出 する。

令和5年11月24日提出

議案 第97号

令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)

令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和5年11月24日提出

議案 第98号

令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第2号)

令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和5年11月24日提出

#### 議案 第99号

那須塩原市部局設置条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市部局設置条例の一部を改正する条例

那須塩原市部局設置条例(平成19年那須塩原市条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那須塩原市部設置条例

第1条中「及び局」を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 環境戦略部

第2条中「及び局」を削り、同条第1号中オ及びカを削り、キをオとし、同条第3号中ア及びイを次のように改める。

ア市民との協働に関すること。

イ 人権及び男女共同参画に関すること。

第2条第3号中ウ及び工を削り、オをウとし、カをエとし、キをオとし、同条第4号を次のように改める。

#### (4) 環境戦略部

- ア 自然共生に関すること。
- イ 環境衛生に関すること。
- ウ 気候変動対策に関すること。
- エ 再生可能エネルギーの活用の推進に関すること。

- オ 循環型社会への移行の推進に関すること。
- カ 廃棄物対策に関すること。
- 第2条第7号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同条第8号中クをケとし、キの次に次のように加える。
  - ク 地籍調査に関すること。
  - 第3条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第100号

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年那 須塩原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 市長 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活 に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は被保護者 健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定める もの

別表第2の1の項中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案 第101号

那須塩原市印鑑条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市印鑑条例の一部を改正する条例

那須塩原市印鑑条例(平成17年那須塩原市条例第15号)の一部を次のように 改正する。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第1 5条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第16条 第14条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。)を用いて、多機能端末機(本市又は民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。)に、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)に係る暗証番号その他必要な事項を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力す

る暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案 第102号

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の給与に関する条例(平成17年那須塩原市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

#### 行政職給料表

職員		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
の区	'	号給	給料月額							

分									
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	162, 100	208,000	240,900	271,600	295, 400	323, 100	365,500	410,300
任用	2	163, 200	209,700	242,400	273, 200	297,500	325, 300	368, 100	412,700
短時	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415, 200
間勤	4	165,500	212,900	245, 200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
務職	5	166,600	214, 400	246,400	277,800	303, 200	331,500	374,800	419,500
員以	6	167,700	216, 200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
外の	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
職員	8	169,900	219,600	250,900	283, 100	308, 200	337,300	382, 100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339, 200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224, 100	254,900	288,500	314, 200	343, 200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345, 200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292, 100	318, 200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228, 200	258,700	293,700	320, 200	349,000	396,900	437,400
	15	179, 100	229,600	259,900	295, 100	322, 100	350,900	399, 100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403, 200	443,000
	18	183, 200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405, 100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358, 300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238, 100	267,600	305,500	333,400	362, 100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414, 200	453,000
	24	194,000	242,600	272, 200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245, 100	275,500	314,800	342,600	371,600	419, 100	457, 200
	27	199,400	246,400	277, 100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422, 100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205, 200	250,600	283,300	324, 400	351,700	380,500	426, 200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382, 100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357, 100	385, 200	429,900	464,400
	35	210,600	254, 100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465, 100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213, 200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200

38	214, 400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434, 400	466,800
39	215,600	257,900	295, 100	339, 200	364,500	391,800	435, 200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260, 200	298, 200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395, 100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304, 400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309, 100	354, 200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374, 200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227, 200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228, 100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377, 200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403, 200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322, 200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277, 200	323,400	364,000	380,400	404, 100	445,300	
59	233,300	278, 100	324,500	364,700	381,000	404, 400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235, 200	281,000	327, 200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238, 400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332, 100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288, 200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334, 100	372,200	388, 200	408, 100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290, 200	335, 200	373, 100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374, 400	389,700	409,100		

1 .	,	i	i	ı	ı	i	ı	ı	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
	85	246,400	293, 200	340,100	378,700	392,000	411,300		
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
	88	247,600	294, 100	341,400	380,000	392,800			
	89	248,000	294, 400	341,700	380,400	393,000			
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
	94		295,900	343,600					
	95		296,200	344, 100					
	96		296,600	344,500					
	97		296,800	344,700					
	98		297,100	345,100					
	99		297,500	345,500					
	100		297,900	345,800					
	101		298,100	346,100					
	102		298,400	346,500					
	103		298,800	346,900					
	104		299,100	347,300					
	105		299,300	347,800					
	106		299,600	348, 200					
	107		300,000	348,600					
	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						

		188,700	216, 200	256, 200	275,600	290,700	316, 200	358,000	391, 200
時間	勤務職員	月額 ——— 円	月額 ———— 円	月額  円	月額  円	月額  円	月額  円	月額 ———— 円	月額 ———— 円
	前再任用短	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	125		305, 200						
	124		304,900						
	123		304,600						
	122		304,300						
	121		304, 100						
	120		303,700						
	119		303,400						
	118		303, 100						
	117		302,900						
	116		302,700						

第2条 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102. 5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年那須塩原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部 を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年那須塩原市条例 第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 那須塩原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

号給	給料月額
	円
1	162, 100
2	163, 200
3	164, 400
4	165, 500
5	166,600
6	167, 700
7	168, 800
8	169, 900
9	170, 900
10	172, 300
11	173,600
12	174, 900
13	176, 100
14	177,600
15	179, 100
16	180,700
17	181,800
18	183, 200
19	184,600
20	186,000
21	187, 300

22	189,600
23	191, 800
24	194, 000
25	196, 200
26	197, 900
27	199, 400
28	200, 900
29	202, 400
30	203, 800
31	205, 200
32	
	206, 600
33	208, 000
34	209, 300
35	210,600
36	211,900
37	213, 200
38	214, 400
39	215, 600
40	
	216, 700
41	217, 800
42	218, 900
43	219,900
44	220, 900
45	221,800
46	222,700
47	223, 600
48	224, 500
49	225, 400
50	226, 300
51	227, 200
52	228, 100
53	228, 900
54	229, 800
55	230,700
56	231,500
57	231, 800
58	232, 600
59	233, 300
60	233, 900
61	234, 500
62	235, 200
63	235, 800
64	236, 300
65	236, 800
66	237, 300
67	237, 800
68	238, 400
69	238, 900
70	239, 400
71	239, 900
72	240, 400
73	240, 900
74	241,400
75	241,800
76	242, 300
77	242, 800
78	243, 300
79	243, 800
80	244, 300
00	244, 300

81	244,700
82	245, 200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247, 200
88	247,600
89	248,000
90	248, 500
91	248, 800
92	249, 100
93	249, 400

附 則

#### (施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条 の規定は令和6年4月1日から、第7条の規定は令和5年12月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(別表第1の改正規定に限る。)による改正後の那須塩原市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(第7条第1項の表の改正規定に限る。)による改正後の那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)及び第7条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那須塩原市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は第7条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与等の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案 第103号

那須塩原市税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例(平成17年那須塩原市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「前項」を「、前項」に改め、「同項に規定する期間内において」を削る。

第67条第2項中「同項の規定する期間内において」を削る。

第83条に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められる ときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第104号

那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例(平成17年那須塩原市条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「令和5年度」を「令和7年度」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第105号

那須塩原市保育園条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市保育園条例の一部を改正する条例

那須塩原市保育園条例(平成17年那須塩原市条例第125号)の一部を次のように改正する。

別表那須塩原市立ひがしなす保育園の項及び那須塩原市立大貫保育園の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第106号

那須塩原市子育て相談センター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市子育て相談センター条例の一部を改正する条例 那須塩原市子育て相談センター条例(平成17年那須塩原市条例第128号)の 一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那須塩原市子育てサポートステーション条例

第1条中「子育て相談センター」を「那須塩原市子育てサポートステーション (以下「ステーション」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

- 第2条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 那須塩原市子育てサポートステーション
  - (2) 位置 那須塩原市桜町1番5号

第3条第1項及び第2項並びに第4条中「センター」を「ステーション」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第107号

那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部を改正する条例 那須塩原市青木ふるさと物産センター条例(平成17年那須塩原市条例第158 号)の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条を削る。

第13条第2項第1号中「パン加工販売施設、アイスクリーム加工販売施設、厨房・食堂、農産物販売施設、物産販売施設及び自動販売機設置」を「マルシェ、乳製品製造室及びレストラン」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条の2関係)

休館日	開館時間
(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝	(1) 3月1日から11月30日まで
日に関する法律(昭和23年法律	午前8時30分から午後5時まで
第178号)に規定する休日に当	(2) 12月1日から2月末日まで
たる場合を除く。)	午前8時30分から午後4時30
(2) 1月1日	分まで

別表第2(第6条関係)

施設区分	使用料	備考
マルシェ	月額 812,000円	
乳製品製造室	月額 144,000円	
レストラン	月額 462,000円	
多目的スペース	時間額 600円	
	日額 5,100円	3月1日から11月30日まで
		の間に1日単位で使用する場合
	日額 4,800円	12月1日から2月末日までの
		間に1日単位で使用する場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の那須塩原市青木ふるさと物産センター条例第6条第1 項及び別表第2(多目的スペースの項を除く。)の規定は、この条例の施行の日 から1年を超えない範囲内で市長が告示で定める日までの間は、適用しない。

#### 議案 第108号

#### 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

## 那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那須塩原市道路占用料徴収条例(平成17年那須塩原市条例第193号)の一部 を次のように改正する。

別表単位の欄及び占用料(円)の欄を次のように改める。

単位	占用料(円)
1本につき1年	480
1本につき1年	7 3 0
1本につき1年	990
1本につき1年	4 3 0
1本につき1年	680
1本につき1年	9 4 0
1本につき1年	4 3
長さ1メートルにつき1年	4

長さ1メートルにつき1年	3
1個につき1年	4 2 0
占用面積1平方メートルにつき1年	260
1個につき1年	850
1個につき1年	3 6 0
表示面積1平方メートルにつき1年	870
占用面積1平方メートルにつき1年	8 5 0
長さ1メートルにつき1年	1 8
長さ1メートルにつき1年	2 6
長さ1メートルにつき1年	3 8
長さ1メートルにつき1年	5 1
長さ1メートルにつき1年	7 7
長さ1メートルにつき1年	100
長さ1メートルにつき1年	180
長さ1メートルにつき1年	260
長さ1メートルにつき1年	5 1 0
占用面積1平方メートルにつき1年	850
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 004
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 006
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 007

占用面積1平方メートルにつき1年	4 3 0
占用面積1平方メートルにつき1年	260
占用面積1平方メートルにつき1年	850
占用面積1平方メートルにつき1日	9
占用面積1平方メートルにつき1月	8 7
表示面積1平方メートルにつき1月	8 7
表示面積1平方メートルにつき1年	870
1本につき1年	680
1本につき1月	8 7
その面積1平方メートルにつき1日	9
その面積1平方メートルにつき1月	8 7
1基につき1月	870
1基につき1月	4 3 0
占用面積1平方メートルにつき1年	8 5 0
占用面積1平方メートルにつき1月	8 7
占用面積1平方メートルにつき1月	8 5
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 014
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 017
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 004
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 006

占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 007
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 025
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 019
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 014
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 022
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 014
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 019
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 022
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 031
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 025
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 019
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 022
占用面積1平方メートルにつき1年	A×0. 031

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 議案 第109号

#### 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

## 那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

那須塩原市法定外公共物管理条例(平成17年那須塩原市条例第214号)の一部を次のように改正する。

別表単位の欄及び金額(円)の欄を次のように改める。

単位	金額(円)
1本につき1年	480
1本につき1年	7 3 0
1本につき1年	990
1本につき1年	4 3 0
1本につき1年	680
1本につき1年	9 4 0
1本につき1年	4 3
長さ1メートルにつき1年	4

長さ1メートルにつき1年	3
1個につき1年	4 2 0
占用面積1平方メートルにつき1年	260
1個につき1年	8 5 0
1個につき1年	3 6 0
表示面積1平方メートルにつき1年	870
占用面積1平方メートルにつき1年	8 5 0
長さ1メートルにつき1年	1 8
長さ1メートルにつき1年	2 6
長さ1メートルにつき1年	3 8
長さ1メートルにつき1年	5 1
長さ1メートルにつき1年	7 7
長さ1メートルにつき1年	1 0 0
長さ1メートルにつき1年	180
長さ1メートルにつき1年	260
長さ1メートルにつき1年	5 1 0
1平方メートルにつき1年	1 2 6
1平方メートルにつき1年	8 4
1平方メートルにつき1年	3 2
1平方メートルにつき1月	2 4 4

1平方メートルにつき1年	4
1立方メートルにつき	2 5 0
1立方メートルにつき	2 4 0
1立方メートルにつき	2 5 0
1立方メートルにつき	2 1 0
1立方メートルにつき	150
1立方メートルにつき	3 1 0
1立方メートルにつき	400
1個につき	100
1個につき	1 4 0
1個につき	2 2 0
1個につき	220円に径1.2メートルを超え る部分が0.1メートルに達するご とに50円を加えた金額
1平方メートルにつき1年	8 4

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第110号

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例(平成28年那須塩原市条例第3 号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第9条第1項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

附則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)施行日から施行する。

議案 第111号

那須塩原市空き家対策審議会条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市空き家対策審議会条例の一部を改正する条例

那須塩原市空き家対策審議会条例(平成28年那須塩原市条例第4号)の一部を 次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)施行日から施行する。

#### 議案 第112号

#### 財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1 項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 取得財産 小型動力消防ポンプ付積載車

2 数量 3台

3 契約の方法 指名競争入札

4 取得価格 49,005,000円

5 契約の相手方 栃木県宇都宮市石井町1222番地15

栃木県消防整備株式会社

代表取締役 村田 宣夫

# 議案 第113号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

	那須塩原市営那須塩原駅東口駐車場			
	那須塩原市営那須塩原駅西口駐車場			
指定管理者に管理を行	那須塩原市営西那須野駅前駐車場			
わせる公の施設の名称	那須塩原市営西大和駐車場			
	那須塩原市営黒磯駅東口駐車場			
	那須塩原市営黒磯駅西口駐車場			
	那須塩原市南郷屋五丁目163番地765			
指定管理者となる団体	公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター			
	代表理事 坂本 啓一郎			
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで			
L				

# 議案 第114号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	那須塩原市営西那須野駅東口自転車駐車場那須塩原市営西那須野駅西口自転車駐車場		
指定管理者となる団体	那須塩原市南郷屋五丁目163番地765 公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター 代表理事 坂本 啓一郎		
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで		

# 議案 第115号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	那須塩原市ふれあいの森	
指定管理者となる団体	那須塩原市南郷屋五丁目163番地社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会理事長 片桐 計幸	
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	

# 議案 第116号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	那須塩原市青木ふるさと物産センター	
指定管理者となる団体	那須塩原市青木27番地 株式会社明治の森市場 代表取締役 山川 将弘	
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	

# 議案 第117号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	那須塩原市地域資源総合管理施設	
指定管理者となる団体	那須塩原市関谷442番地 株式会社アグリパル塩原 代表取締役 君島 圭一	
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	

# 議案 第118号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	那須塩原市まちなか交流センター	
指定管理者となる団体	那須塩原市本町7番5号 一般社団法人黒磯駅前活性化委員会 代表理事 瀧澤 資介	
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	

# 議案 第119号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

指定管理者に管理を行	那須塩原市三島体育センター		
わせる公の施設の名称	にしなすの運動公園		
	那須塩原市扇町10番5号		
指定管理者となる団体	那須ヘルスセンター株式会社		
	代表取締役 渡辺 亮仁		
指定の期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで		

議案 第120号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、栃木県 市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和5年11月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約(平成18年栃木県指令市町村第1212号)の 一部を次のように改正する。

別表第2第4条第3号に掲げる事務の項中「佐野市」を「佐野市 鹿沼市」に改め、同表第4条第4号に掲げる事務の項及び同表第4条第5号に掲げる事務の項中 「栃木市」を「栃木市 鹿沼市」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

# 議案 第121号

#### 市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、那須塩原市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

#### 那須塩原市長 渡辺 美知太郎

#### 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
K3073	上厚崎3073号線	上厚崎	上厚崎	
K3074	上厚崎3074号線	上厚崎	上厚崎	
K3075	上厚崎3075号線	上厚崎	上厚崎	
K3076	埼玉3076号線	埼玉	埼玉	
K3077	前弥六3077号線	前弥六	前弥六	
K3078	前弥六3078号線	前弥六	前弥六	
K3079	島方3079号線	島方	島方	
K3080	島方3080号線	島方	島方	
K3081	前弥六3081号線	前弥六	前弥六	
K3082	前弥六3082号線	前弥六	島方	
K3083	前弥六3083号線	前弥六	島方	
K3084	豊浦北町3084号線	豊浦北町	豊浦北町	
N 1 5 4 4	太夫塚1544号線	太夫塚五丁目	太夫塚五丁目	
N 1 5 4 5	東三島1545号線	東三島五丁目	東三島五丁目	

N 1 5 4 6	下永田1546号線	下永田三丁目	下永田三丁目
N 1 5 4 7	西三島1547号線	西三島五丁目	西三島五丁目
N 1 5 4 8	西三島1548号線	西三島五丁目	西三島五丁目
N 1 5 4 9	東三島1549号線	東三島二丁目	東三島二丁目
N 1 5 5 0	西幸町1550号線	西幸町	西幸町
N 1 5 5 1	太夫塚1551号線	太夫塚二丁目	太夫塚二丁目
N 1 5 5 2	太夫塚1552号線	太夫塚二丁目	太夫塚二丁目
N 1 5 5 3	太夫塚1553号線	太夫塚二丁目	太夫塚二丁目

報告 第29号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月24日提出

専決処分 第21号

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のと おり専決処分する。

令和5年10月 5日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年8月26日、那須塩原市○○地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 157,113円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は157,113円とし、過失割合は市側が 100パーセントとする。

市は、上記損害額を相手方に支払う。

今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも 異議の申立て、訴訟等を一切しない。

3 相 手 方 所有者 那須塩原市〇〇〇〇

00 00

使用者 那須塩原市〇〇〇〇

00 00

報告 第30号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月24日提出

専決処分 第22号

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のと おり専決処分する。

令和5年10月24日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年7月13日、大田原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務の属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 467,743円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は467,743円とし、過失割合は市 側が100パーセントとする。

市は、上記損害額を相手方に支払う。

今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも 異議の申立て、訴訟等を一切しない。

3 相 手 方 栃木県矢板市〇〇〇〇

00 00